

第121回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

平成30年6月28日（木曜日）
午前10時



開催場所

東京都中央区新川一丁目3番17号
(新川三幸ビル) 当社2階会議室
(裏面案内図をご参照下さい。)

株主総会でお配りしておりましたお土産は
とりやめとさせていただきます。
何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。



■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

目次

第121回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(添付書類)	
事業報告	15
連結計算書類	30
計算書類	33
監査報告書	36

(証券コード 2003)
平成30年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目3番17号
日東富士製粉株式会社
代表取締役社長 下 嶋 正 雄

第121回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第121回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時40分までに当社に到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区新川一丁目3番17号（新川三幸ビル）
当社2階会議室
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第120期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第120期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ(<https://www.nittofuji.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告並びに計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nittofuji.co.jp>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して以下のとおり期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 1,800,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 1,800,000,000円

2. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 124円 総額567,848,576円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 1单元(100株)に満たない株式(单元未満株式)を所有されている株主の皆様の、株式売買の利便性を高めることを目的として、单元未満株式の買増し請求制度を導入するものであります。
- (2) 経営体制の充実強化を図るため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数の上限を7名以内から8名以内に変更し、監査等委員である取締役の員数を3名から4名以内に変更するものであります。
- (3) 機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう規程を新設するものであります。
- (4) 上記変更に伴う所要の変更のほか、各条に見出しを新設、必要となる条数の調整、その他文言の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 当社は、日東富士製粉株式会社と称する。	(商号) 第1条 当社は、日東富士製粉株式会社と称し、英文では <u>NITTO FUJI FLOUR MILLING CO.,LTD.</u> と表示する。
第2条 (省略)	(目的) 第2条 (現行どおり)
第3条 (省略)	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)
第4条 (省略)	(機関) 第4条 (現行どおり)
第5条 (省略)	(公告方法) 第5条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
第6条 (省略)	(発行可能株式総数) 第6条 (現行どおり)
第7条 (省略)	(自己株式の取得) 第7条 (現行どおり)
第8条 (省略)	(单元株式数) 第8条 (現行どおり)
第9条 (省略) (新設)	(单元未満株式についての権利) 第9条 (現行どおり)
(新設)	4 次条に定める請求をする権利 (单元未満株式の買増し) 第10条 当社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる株式を売り渡すことを請求することができる。
第10条 (省略)	(株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり)
第11条 (省略)	(株式取扱規程) 第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条 (省略)	(株主総会の招集) 第13条 (現行どおり)
第13条 (省略)	(定時株主総会の基準日) 第14条 (現行どおり)
第14条 (省略)	(招集権者および議長) 第15条 (現行どおり)
第15条 当社は、東京都区内で株主総会を開催する。	(削除)

現行定款	変更案
	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
第16条 (省略)	第16条 (現行どおり)
第17条 (省略)	(株主総会の決議方法)
第17条 (省略)	第17条 (現行どおり)
第18条 (省略)	(議決権の代理行使)
第18条 (省略)	第18条 (現行どおり)
第19条 (省略)	(株主総会議事録)
第19条 (省略)	第19条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、 <u>7</u> 名以内とする。	(取締役の員数)
2 当社の監査等委員である取締役は、 <u>3</u> 名とする。	第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、 <u>8</u> 名以内とする。
2 当社の監査等委員である取締役は、 <u>3</u> 名とする。	2 当社の監査等委員である取締役は、 <u>4</u> 名以内とする。
第21条 (省略)	(取締役の選任)
第21条 (省略)	第21条 (現行どおり)
第22条 (省略)	(取締役の任期)
第22条 (省略)	第22条 (現行どおり)
第23条 (省略)	(代表取締役および役付取締役)
第23条 (省略)	第23条 (現行どおり)
第24条 (省略)	(取締役会の招集権者および議長)
第24条 (省略)	第24条 (現行どおり)
第25条 (省略)	(取締役会招集の通知)
2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	第25条 (現行どおり) 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現行定款	変更案
<p>第26条 (省略)</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の<u>代表</u>取締役がこれに代わる。</p>	<p><u>(取締役社長)</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第27条 (省略)</p>	<p><u>(取締役会決議の省略)</u></p> <p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>第28条 (省略)</p>	<p><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p>
<p>第29条 (省略)</p>	<p><u>(取締役会議事録)</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>第30条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p>	<p><u>(取締役会規程)</u></p> <p>第30条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>第31条 (省略)</p>	<p><u>(取締役の報酬等)</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>第32条 (省略)</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第32条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査等委員会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>第33条 (省略)</p>	<p><u>(常勤監査等委員)</u></p> <p>第33条 (現行どおり)</p>
<p>第34条 (省略)</p>	<p><u>(監査等委員会招集の通知)</u></p> <p>第34条 (現行どおり)</p>
<p>第35条 (省略)</p>	<p><u>(監査等委員会議事録)</u></p> <p>第35条 (現行どおり)</p>
<p>第36条 (省略)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第36条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人の責任</p> <p>第37条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第38条 (省略)</p> <p>第39条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第40条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第41条 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条</p> <p>第2条 <u>第6条及び第8条の変更は、平成28年10月1日をもって効力が発生するものとし、同日の経過をもって、本附則第2条を削除する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人の責任</p> <p>(<u>会計監査人の責任免除</u>)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(<u>事業年度</u>)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p>第39条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議により定めることができる。</u></p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p>第40条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(<u>配当の除斥期間</u>)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となり、また経営体制の一層の強化を図るため取締役1名増員致したいため、第1号議案の定款一部変更の件が承認可決されることを条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	シモジマ マサオ 下嶋 正雄 (昭和27年2月8日生) 再任	昭和45年4月 三菱商事株式会社入社 平成15年10月 同社食糧本部飼料ユニットマネージャー 平成19年4月 同社理事食糧本部飼料ユニットマネージャー 平成19年6月 当社社外監査役 平成20年4月 三菱商事株式会社理事農水産本部付（戦略企画室長）兼飼料畜産ユニットマネージャー 平成22年4月 同社理事農水産本部付（戦略企画室長） 平成23年4月 同社理事農水産本部付 平成23年6月 当社代表取締役社長 平成23年6月 隅田商事株式会社代表取締役(現在に至る) 平成26年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長 平成29年6月 当社代表取締役社長兼営業本部管掌(現在に至る) 重要な兼職の状況 隅田商事株式会社代表取締役	9,600株
		【取締役候補者とした理由】 三菱商事株式会社の食糧本部に従事し、総合社社の豊富な経験を有しており、当社代表取締役社長としての任務を通じて、豊富な業務経験と経営全般に関する高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。	
2	タカオカ ヒロアキ 高岡 裕明 (昭和29年5月12日生) 再任	昭和53年4月 当社入社 平成16年4月 当社生産技術部長 平成21年6月 当社執行役員東京工場長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員生産技術本部長兼品質保証部担当 平成26年6月 当社取締役専務執行役員生産技術本部長兼品質保証部担当 平成28年6月 当社取締役専務執行役員生産技術本部長(現在に至る)	1,541株
		【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、主に生産技術本部に従事し、現在では、当社取締役専務執行役員生産技術本部長を務めており、豊富な業務経験と生産技術等に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	コイヰミ タケシ 小泉 武嗣 (昭和33年11月30日生) 再任	昭和56年4月 三菱商事株式会社入社 平成3年6月 同社マニラ支店食糧部マネージャー 平成8年5月 同社食品流通第一部菓子マネージャー 平成15年4月 同社生活産業グループ役員付企画・業務部長 平成15年6月 同社食品本部飲料原料ユニットマネージャー 平成21年4月 台湾三菱商事股份有限公司執行副総経理(副社長) 兼生活産業本部長 平成24年4月 三菱食品株式会社コンプライアンス担当役員補佐 平成27年4月 当社顧問 平成27年6月 当社取締役常務執行役員業務本部長兼日東富士運輸株式会社代表取締役社長 平成28年6月 当社取締役常務執行役員業務本部長兼業務監査室担当兼日東富士運輸株式会社代表取締役社長(現在に至る)	400株
【取締役候補者とした理由】 三菱商事株式会社及び三菱食品株式会社等で培った豊富な業務経験と、国際感覚やコンプライアンス等に関する高い知見をもとに、当社取締役常務執行役員業務本部長兼業務監査室担当兼日東富士運輸株式会社代表取締役社長を務めており、引き続き取締役候補者となりました。			
4	タニ モト コウ スケ 谷本 祐介 (昭和35年4月30日生) 再任	昭和58年4月 三菱商事株式会社入社 平成17年1月 同社生活産業グループコントローラーオフィス食糧チームリーダー 平成17年6月 当社社外監査役 平成21年6月 三菱商事株式会社コーポレート部門コントローラーオフィス第二チームリーダー 平成23年5月 同社監査部部長代行兼監査室長 平成28年6月 当社顧問 平成28年6月 当社取締役常務執行役員管理本部経理部担当 平成29年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長(現在に至る)	200株
【取締役候補者とした理由】 三菱商事株式会社等で培った豊富な業務経験と、財務・会計等に関する高い知見をもとに、当社では取締役常務執行役員管理本部長を務めており、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	オオヤマ マサヒロ 大山 昌弘 (昭和32年5月29日生) 新任	昭和57年4月 三菱商事株式会社入社 平成5年4月 株式会社リョウチク営業第二部部长 平成15年4月 三菱商事株式会社穀物製品ユニット統括マネージャー 平成20年4月 同社農産ユニットマネージャー 平成20年6月 当社社外取締役 平成21年3月 株式会社ローソン執行役員商品・物流本部副本部長 平成22年5月 同社上級執行役員商品・物流本部副本部長 平成25年9月 同社常務執行役員商品統括担当兼商品統括グループGIO 平成26年9月 同社専務執行役員商品本部管掌兼商品GIO 平成30年3月 当社顧問(現在に至る)	0株
【取締役候補者とした理由】 三菱商事株式会社、当社社外取締役、株式会社ローソン等を経て、平成30年3月より当社顧問を務めており、豊富な業務経験と、商品・マーケット感覚等に関する高い知見を有していることから、取締役候補者となりました。			
6	ハシモト リュウイチ 筈本 隆一 (昭和33年11月12日生) 再任	昭和56年4月 三菱商事株式会社入社 平成4年6月 独国三菱商事デュッセルドルフ本店資材部長 平成8年2月 カナダ三菱商事トロント本店化学品・食糧部長 平成11年8月 三菱商事株式会社食糧本部糖質部澱粉・ビールチームリーダー 平成16年4月 同社中国支社生活産業グループ次長 平成22年10月 同社農水産本部戦略企画室商品開発担当 平成24年4月 同社食品流通・ヘルスケア本部リテール事業部商品開発担当 平成26年1月 当社顧問 平成26年6月 当社取締役執行役員兼隅田商事株式会社代表取締役社長(現在に至る)	1,100株
【取締役候補者とした理由】 三菱商事株式会社等で培った豊富な業務経験と、営業・販売等に関する高い知見をもとに、当社取締役執行役員兼隅田商事株式会社代表取締役社長を務めており、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	フジタ ヨシヒサ 藤田 佳久 (昭和38年7月15日生) 再任	昭和61年4月 三菱商事株式会社入社 平成15年4月 同社飼料ユニット総括マネージャー 平成16年4月 日本食品化工株式会社経営企画室長 平成17年6月 同社取締役 平成19年6月 三菱商事株式会社澱粉・ビールユニット 総括マネージャー 平成20年4月 同社糖質ユニット澱粉・ビールチームリ ーダー 平成22年5月 ASIA MODIFIED STARCH CO.,LTD. MANAGING DIRECTOR 平成26年3月 三菱商事株式会社農水産本部糖質部 平成26年4月 同社生活原料本部糖質部長 平成26年6月 日本食品化工株式会社取締役(現在に至る) 平成28年4月 三菱商事株式会社生活消費財本部製粉糖 質部長(現在に至る) 平成28年6月 当社取締役(現在に至る)	0株
【取締役候補者とした理由】 三菱商事株式会社等での職歴をもとに当社の適切な企業活動への助言や販売活動への支 援を期待しております。また、製造業の立場ではない客観的視点で当社の企業経営全般 に対する指導が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。			
8	イトフ イサム 伊藤 勇 (昭和44年2月12日生) 再任	平成3年4月 三菱商事株式会社入社 平成14年7月 SAHA PATHANA INTER-HOLDING PCL 平成16年7月 泰国三菱商事会社 平成16年10月 三菱商事株式会社シンガポール支店 平成18年7月 AGREX ASIA PTE LTD 平成21年5月 三菱商事株式会社飼料畜産部 平成22年7月 同社農産部小麦粉チームリーダー 平成28年9月 同社商品開発部長 平成29年4月 当社常務執行役員 平成29年6月 株式会社増田製粉所顧問 平成29年6月 当社取締役(現在に至る) 平成29年6月 株式会社増田製粉所常務取締役営業本部 長 平成30年4月 同社代表取締役社長兼営業本部長(現在に 至る)	0株
【取締役候補者とした理由】 三菱商事株式会社等での職歴をもとに当社の適切な企業活動への助言や販売活動への支 援を期待しております。また、製造業の立場ではない客観的視点で当社の企業経営全般 に対する指導が期待できるため、取締役候補者としてしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 藤田佳久氏及び伊藤勇氏は、非常勤の取締役候補者であります。

3. 当社は藤田佳久氏及び伊藤勇氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。
 なお、藤田佳久氏及び伊藤勇氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役2名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	石毛 宏 (昭和28年9月21日生) 再任	昭和52年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 平成6年6月 同行企画部次長(情報企画グループ) 平成9年2月 同行調査部次長(産業調査グループ) 平成11年4月 同行東京営業部次長 平成12年10月 同行融資部企業融資室次長 平成14年7月 同行調査室長 平成16年7月 同行情報セキュリティ管理室長 平成18年4月 帝京大学経済学部経営学科助教授 平成19年4月 同大学経済学部教授 (現在に至る) 平成22年6月 当社社外監査役 平成28年6月 当社社外取締役(監査等委員) (現在に至る)	900株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 大学教授としての専門的知識と株式会社三菱UFJ銀行に長年勤務された経験を当社の企業活動に反映していただき、また、過去に会社経営に関与されたことはありませんが経営及び財務に関する相当程度の知見を有しており、職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">ノ ブチ フミ オ 野口文雄 (昭和29年11月18日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid blue; padding: 2px;">再任</p>	<p>昭和54年4月 公正取引委員会事務局入局 平成4年7月 審査部考査室長 平成6年7月 国税庁名古屋国税局徴収部次長 平成7年7月 同仙台国税局徴収部長 平成8年7月 公正取引委員会事務局総局取引部景品表示監視室長 平成11年7月 審査局第一審査長 平成14年7月 中部事務所長 平成16年4月 取引部取引企画課長 平成18年6月 近畿中国四国事務所長 平成20年6月 審査管理官 平成23年1月 取引部長 平成24年9月 審査局長 平成26年7月 郷原総合コンプライアンス法律事務所特別顧問（現在に至る） 平成26年11月 タイヤ公正取引協議会専務理事（現在に至る） 平成27年6月 一般社団法人全国公正取引協議会連合会理事（現在に至る） 平成28年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現在に至る）</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 公正取引委員会等に長年勤務された経験を当社の企業活動に反映していただき、また、過去に会社経営に関与されたことはありませんが企業取引及び税務に関する相当程度の知見を有しており、職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、石毛宏氏及び野口文雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。
なお、石毛宏氏及び野口文雄氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 石毛宏氏及び野口文雄氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって2年となります。
4. 石毛宏氏及び野口文雄氏は、東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループの経営成績についてご報告いたします。

当社は昨年5月に策定致しました中期経営計画「Next Future 2020～近未来への第一歩～」に従い、「原料調達・製造・販売・開発・物流」全部門の連携を強化し全社一丸となり「(1)新しい市場へ(2)新しい商品へ(3)新しい分野へ」を基軸として、既存市場の拡大や、特色ある製品の開発に取り組んでおります。

三菱商事グループ各社との連携を一層強化し、積極的な販売活動による商圏の拡大を進めております。ベトナムの海外子会社であるNITTO-FUJI INTERNATIONAL VIETNAM CO.,LTD.においては、東南アジア市場の開拓に努めました。

株式会社増田製粉所とは、2009年に業務提携契約を締結し各分野で連携を図ってまいりましたが、更なる連携強化により企業価値を向上させるために、同社株式の公開買付けを行い、本年2月に完全子会社と致しました。これにより、両社が持つブランドを相互活用するとともに、技術の融合や生産・物流の最適化を進め、シナジーの最大化を図ってまいります。

また、2017年7月に、食品安全マネジメントシステムの国際規格である「FSSC22000」の認証を国内全工場において取得致しました。FSSC、ISOのマネジメントシステムを活用し、食品安全の管理レベルの向上及び環境負荷の低減に努めております。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は495億6千1百万円（前連結会計年度比1.4%増）となりました。連結経常利益は31億7千1百万円（前連結会計年度比21.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は23億3千6百万円（前連結会計年度比35.1%増）となりました。

事業別の概況は、次のとおりであります。

主力事業である製粉及び食品事業におきましては、お客様のニーズに合わせた新製品の開発や少量多品種の生産体制の強化を図り、積極的な提案営業に取り組みました。前年、前々年の輸入小麦価格改定の影響で、売上高は前年同期並みの426億6千1百万円（前連結会計年度比1.8%増）となりました。全組織において効率化・コスト削減など収益力向上の取り組みを推進したことから、利益面は前年同期を上回りました。

外食事業におきましては、主力のケンタッキーフライドチキン店の販売は前年同期比若干減少し、売上高は66億7千5百万円（前連結会計年度比1.1%減）となりましたが、店舗の減損損失が減少したため、利益は前年同期並みとなりました。

運送事業におきましては、グループ外からの運賃収入は2億2千3百万円（前連結会計年度比5.9%減）となりましたが、配送の効率化や経費削減努力により利益は増益となりました。

事業セグメント別売上高

区 分	当連結会計年度		前連結会計年度		前連結会計年度比増減（△）	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減（△）率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
製粉及び食品事業	42,661	86.1	41,887	85.7	774	1.8
外 食 事 業	6,675	13.5	6,750	13.8	△74	△1.1
運 送 事 業	223	0.4	237	0.5	△14	△5.9
合 計	49,561	100.0	48,875	100.0	685	1.4

（2）設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は、8億8千3百万円であり、事業の種類別セグメントは次のとおりであります。

区 分	設備投資額	主 な 内 容
	百万円	
製粉及び食品事業	709	製造設備の増強、安全・安心面や合理化・省力化への投資
外 食 事 業	126	店舗改装費用
運 送 事 業	47	車両老朽化による入替
合 計	883	

（3）資金調達の状況

当連結会計年度末の借入金合計金額は19億9千7百万円であります。

尚、当連結会計年度中には、当社グループ各社とも増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

製粉及び食品事業におきましては、国内市場は少子高齢化の進展や人口減少による需要減退が販売競争を一段と激化させており、より競争力のある商品開発や、価格競争力の一段の強化が喫緊の課題となっております。

外食事業におきましては、業界内での競争激化と消費者の節約志向が続くなか、原材料価格の上昇等の対応策として、各店舗に合わせた効果的な事業運営が必要とされています。また、消費者の食の安全・安心に対する意識も一段と高まっており、これに応える店舗運営にも注力してまいります。

このように当社グループを取り巻く環境は今後一層厳しくなることが予想されます。その備えとして原料調達・製造・販売・開発・物流が一体となり、積極的な販売活動や新商品開発による販売数量の増加を図るとともに、徹底した効率を追求し、競争力を強化してまいります。また、三菱商事株式会社及び株式会社増田製粉所との連携を強化し、商圏拡大を図ってまいります。さらに、海外戦略として、ハラール認証を取得したベトナムの子会社(NITTO-FUJI INTERNATIONAL VIETNAM CO.,LTD.)を通じてアジア地域での事業拡大にも努めてまいります。

株主の皆様のお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成26年度 (第117期)	平成27年度 (第118期)	平成28年度 (第119期)	平成29年度 当連結会計年度 (第120期)
売上高	51,201 百万円	51,916 百万円	48,875 百万円	49,561 百万円
経常利益	2,092 百万円	2,321 百万円	2,610 百万円	3,171 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,183 百万円	1,601 百万円	1,729 百万円	2,336 百万円
1株当たり当期純利益	258円23銭	349円70銭	377円68銭	510円14銭
総資産	43,026 百万円	43,504 百万円	44,654 百万円	47,569 百万円

(注)当社は、平成28年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しました。これに伴い、1株当たり当期純利益は、平成26年度(第117期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成30年3月31日現在）

① 親会社の状況

三菱商事株式会社は、当社の株式2,952千株（持株比率64.5%）を保有しており、当社の親会社であります。また、当社の総代理店として、各地区の特約店を通じて販売店・需要家に販売しております。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

(イ) 取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

製品の販売等については、市場価格、総原価を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。

製品・原材料の購入については、市場の実勢価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

(ロ) 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

取引等を決定する際には、法及び社内規定に則り取締役会、常務会等で所定の手続きを行い、監査等委員会や業務監査室等により会社業務が適正に遂行されていることを確認しております。

(ハ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
日東富士運輸株式会社	千円 25,000	% 100.0	運送事業
株式会社さわやか	100,000	100.0	外食事業
隅田商事株式会社	26,000	100.0	製粉及び食品事業
NITTO-FUJI INTERNATIONAL VIETNAM CO.,LTD.	億VND 1,305	94.7	製粉及び食品事業
株式会社増田製粉所	350,000	100.0	製粉及び食品事業
兼三株式会社	30,000	48.0	製粉及び食品事業

※ 当社は、平成30年2月6日付で(株)増田製粉所の全株式を取得したことに伴い、同社及びその子会社である兼三(株)を子会社と致しました。

③ 特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

現在、当企業集団の事業の種類別セグメントは次のとおりであります。

製粉及び食品事業は、小麦その他農産物を原料として、小麦粉・ふすま類の製造・販売を主たる事業とし、ミックス粉他小麦粉関連製品等の製造・加工・販売も併せて行っております。さらに、工場付属営業倉庫（サイロ）において、小麦の保管業務等の倉庫業及び荷揚荷役の港湾運送業を行っております。

外食事業は、当社子会社の株式会社さわやかが『ケンタッキーフライドチキン（以下KFC）』のトップフランチャイジーとして事業展開しているほか、各種レストラン等にも進出しております。

運送事業は、当社子会社の日東富士運輸株式会社が当社を主たる荷主として小麦粉製品等の運送を行っております。

(8) 主要な営業所・出張所及び工場（平成30年3月31日現在）

① 当社

本 社	：	東京都中央区
中 央 研 究 所	：	東京都大田区
仙 台 営 業 所	：	宮城県仙台市
埼 玉 事 業 所	：	埼玉県熊谷市
静 岡 営 業 所	：	静岡県静岡市
名 古 屋 営 業 所	：	愛知県知多市
大 阪 営 業 所	：	兵庫県神戸市
広 島 出 張 所	：	広島県広島市
北 陸 出 張 所	：	富山県射水市
東 京 工 場	：	東京都大田区
埼 玉 工 場	：	埼玉県熊谷市
埼 玉 食 品 工 場	：	埼玉県熊谷市
静 岡 工 場	：	静岡県静岡市
名 古 屋 工 場	：	愛知県知多市

② 子会社

日東富士運輸株式会社

本社：東京都大田区

支店：東京都大田区、埼玉県熊谷市、静岡県静岡市、
愛知県知多市

株式会社さわやか

本社：東京都中央区

K F C 58 店舗：東京都他6県

各種レストラン等11店舗：東京都、神奈川県、埼玉県

隅田商事株式会社

本社：東京都中央区

営業所：岩手県滝沢市、福島県郡山市、三重県四日市市

NITTO-FUJI INTERNATIONAL VIETNAM CO.,LTD.

本社：ベトナム ビンズン省

株式会社増田製粉所

本社：兵庫県神戸市

支店：東京都中央区

兼三株式会社

本社：兵庫県神戸市

(9) 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数
製粉及び食品事業	572
外食事業	122
運送事業	73
合計	767

(注) 上記のほかに臨時従業員1,700名(最近1年間の平均雇用人員)を雇用しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数		前期末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
男子	313	△15	44.5	21.5
女子	88	△4	41.0	18.6
合計又は平均	401	△19	43.8	20.9

(注) 上記のほかに臨時従業員115名(最近1年間の平均雇用人員)を雇用しております。

(10) 主要な借入先 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入金額
株式会社三菱東京UFJ銀行	562
農林中央金庫	375
株式会社静岡銀行	287

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,692,364株
- (3) 株主数 5,050名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
三 菱 商 事 株 式 会 社	2,952	64.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	68	1.5
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	65	1.4
山 崎 製 パ ン 株 式 会 社	61	1.4
日 東 富 士 製 粉 持 株 会	58	1.3
日 清 食 品 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	51	1.1
株 式 会 社 中 村 屋	50	1.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	44	1.0
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	31	0.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	27	0.6

(注) 上記のほか当社保有の自己株式112千株があります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	シモ マサ オ 下 嶋 正 雄	営業本部管掌兼隅田商事株式会社代表取締役
取締役 専務執行役員	タカ カキ ヒロ アキ 高 岡 裕 明	生産技術本部長
取締役 常務執行役員	コ イズミ タケ シ 小 泉 武 嗣	業務本部長兼業務監査室担当 兼日東富士運輸株式会社代表取締役社長
取締役 常務執行役員	タニ トモ ユウ スケ 谷 本 祐 介	管理本部長
取締 執行役員	ハン トモ リョウ イチ 箸 本 隆 一	隅田商事株式会社代表取締役社長
取 締 役	フジ タ ヨシ ヒサ 藤 田 佳 久	三菱商事株式会社生活消費財本部製粉糖質部長 日本食品化工株式会社取締役
※取 締 役	イ トウ イサム 伊 藤 勇	株式会社増田製粉所常務取締役
※取 締 役 (監 査 等 委 員)	シマ ツ ヨシ ヒロ 嶋 津 吉 裕	三菱商事株式会社生活産業グループ管理部長 三菱食品株式会社監査役 日本食品化工株式会社取締役(監査等委員)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	イシ ゲ ヒロシ 石 毛 宏	帝京大学経済学部教授
取 締 役 (監 査 等 委 員)	ノ ゲチ フミ オ 野 口 文 雄	タイヤ公正取引協議会専務理事 一般社団法人全国公正取引協議会連合会理事 郷原総合コンプライアンス法律事務所特別顧問

- (注) 1. ※印を付した取締役は、平成29年6月29日開催の第120回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役のうち監査等委員の石毛 宏及び野口文雄の両氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 取締役(監査等委員)の嶋津吉裕氏は、長年にわたり経理部門の経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成29年6月29日開催の第120回定時株主総会終結のときをもって、田村弘昭氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
6. 平成29年6月29日開催の第120回定時株主総会終結のときをもって、伊藤和雄氏は取締役(監査等委員)を辞任いたしました。
7. 石毛 宏及び野口文雄の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
8. 伊藤 勇氏は、平成30年4月1日付で(株)増田製粉所の代表取締役社長に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は非業務執行取締役との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8名 （―）	149百万円 （―）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （2名）	6百万円 （6百万円）
合 計	12名	156百万円

- (注) 1. 上記報酬等の額には、当事業年度役員退職慰労引当額16百万円を含んでおります。
 2. 平成29年6月29日開催の第120回定時株主総会決議に基づき、支給した役員退職慰労金額は、取締役（監査等委員を除く）1名35百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員） 石毛 宏

○重要な兼職先と当社との関係

- ・ 帝京大学経済学部教授

学校法人帝京大学と当社との間には特別な関係はありません。

○当事業年度における主な活動状況

- ・ 出席及び発言状況

当事業年度開催の取締役会の全てに出席、監査等委員会の9割以上に出席、適正な企業活動への助言がありました。

② 取締役（監査等委員） 野口 文雄

○重要な兼職先と当社との関係

- ・ タイヤ公正取引協議会専務理事

タイヤ公正取引協議会と当社との間には特別な関係はありません。

- ・ 一般社団法人全国公正取引協議会連合会理事

一般社団法人全国公正取引協議会連合会と当社との間には特別な関係はありません。

- ・ 郷原総合コンプライアンス法律事務所特別顧問

郷原総合コンプライアンス法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

○当事業年度における主な活動状況

- ・ 出席及び発言状況

当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会の全てに出席、適正な企業活動への助言がありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

42百万円

② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

42百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、監査等委員会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額は区分されていないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社の子会社であるNITTO-FUJI INTERNATIONAL VIETNAM CO.,LTD.及び株式会社増田製粉所は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに企業集団の業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる様「役職員行動規範」を定めております。

また、コンプライアンス委員会を設置、代表取締役社長がその委員長を務め、各担当役員、各本部長、監査等委員会事務局長、総務部長、業務監査室長をコンプライアンス委員とし、コンプライアンス関連の研修、ガイドラインの制定等の体制を整備しております。

法令上及び定款上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス委員会等への報告・相談ラインを設置しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令等に基づき、定められた期間保存しております。

また、取締役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧・入手できる体制になっております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「リスク管理規定」に基づきコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行うものとしております。

組織横断的リスクの対応を一段と強化するため「リスク管理委員会」を設置しております。

また、リスクに対する実際の行動・シミュレーション実施を行うため、リスクに応じた分科会を設置しております。

- ④ **取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
当社グループは、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び効率的な達成の方法を策定します。
当社グループは、取締役会等が定期的に進捗状況をチェックし、改善を促すことができるように全社的な業務の効率化を実現するシステムとなっております。
- ⑤ **財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制について**
当社グループは、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めます。
- ⑥ **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
当社は、グループ会社の主管者を定め、取締役や監査役の派遣等を通じて連携を取り、グループ会社の業務執行状況の報告を定期的を受け、確認しております。
また、社長直属の機関として業務監査室が設置されており、当社及びグループ会社について、業務の遂行状況や内部統制の状況について監査し、改善の勧告、改善案の提示や実施状況の確認等定期的に必要な内部監査を実施しております。
- ⑦ **監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制**
監査等委員会は、監査等委員会の職務の補助を必要とする場合は、業務監査室担当取締役に業務監査室の人員の派遣を要請できるものとします。
- ⑧ **前項の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項**
監査等委員より、監査業務の補助の指示を受けた従業員は、その指示に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等の指揮命令を受けないこととします。
- ⑨ **第7項の使用人に対する監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項**
監査業務の補助をする業務監査室の従業員の選任に関しては、監査機能の一翼を担う重要な役割をもつことに鑑み、その経験・知見・行動力を十分に考慮するものとします。

⑩ **当社及び子会社から成る企業集団における取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制**

監査等委員は、取締役会に出席し、重要な報告を受け、意見を表明できる体制としております。

また、監査等委員会事務局長が常務会、経営会議、コンプライアンス委員会等に出席し、重要な報告を受け、その内容を監査等委員会に報告する体制としております。さらに、監査等委員会事務局長が子会社の取締役会等に出席し、重要な報告を受け、その内容を監査等委員会へ報告する体制としております。

また、法令上及び定款上疑義のある行為等について、当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段としての報告・相談ラインの相手先の一つとして、監査等委員会事務局長から監査等委員会へ報告する体制を設定しております。

⑪ **前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制**

「役職員行動規範」において報告者が不利益を被らないよう最大限の配慮を行う体制としております。

⑫ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払請求、支出した費用の請求又は債務の処理については、当該職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑬ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員は、取締役、会計監査人と相互の意思疎通を図るため、それぞれ随時意見交換会をもつこととしております。

また、「内部監査規定」において、業務監査室は監査等委員及び会計監査人と密接な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査等委員会の監査の実効性確保を図っております。

⑭ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況**

当社は、「役職員行動規範」に基づき反社会的勢力及びこれらと関係のある個人・団体に対して、一切の交流・取引を行わないこと、要求を断固拒否することを方針とし、警察等の

外部機関や関連団体・関連企業と協力して、情報を収集し反社会的勢力の排除のため社内体制の整備を推進します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① コンプライアンス体制

当社は、当社グループにおけるコンプライアンスの基礎となる「役職員行動規範」を役職員に携行させ、また、社内に掲示するなどして行動規範の浸透を図っています。コンプライアンス委員会におきましては、コンプライアンスに関する課題の把握と、その対策案を立案・実施し、役職員への徹底を図るため社内研修も実施しております。また、問題の未然防止と早期発見を図るため、内部通報窓口を設置しております。

② リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためリスク管理規定を制定してリスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を継続的に行っております。また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、国内連結子会社の代表取締役をメンバーに入れた経営会議で報告され、リスクの共有及び対応を図っております。

③ 取締役の職務執行

当社は、取締役会を原則月1回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行い、法令や定款等の適合性の観点から審議をしております。

④ 内部監査体制

業務監査室は、内部監査計画に基づき、当社並びに当社グループの内部監査を実施し、それぞれの検証結果を半期毎に内部監査報告書として代表取締役及び監査等委員会に対し報告を行っております。

⑤ グループ管理体制

取締役会で子会社を担当する取締役から各子会社の経営状況等の報告を受け、現況を把握できる体制になっております。また、当社の業務監査室が子会社の業務監査を定期的実施しております。

(備考) この事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てにて、また、割合及び1株当たり当期純利益は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 (平成30年3月31日現在)	前連結会計年度 (ご参考) (平成29年3月31日現在)	科 目	当連結会計年度 (平成30年3月31日現在)	前連結会計年度 (ご参考) (平成29年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産			流動負債		
現金及び預金	1,862	9,101	支払手形及び買掛金	6,080	4,623
受取手形及び売掛金	8,946	7,853	短期借入金	585	—
商品及び製品	2,167	1,815	1年内返済予定の長期借入金	661	4,000
原材料及び貯蔵品	6,492	4,298	未払法人税等	402	387
繰延税金資産	264	211	賞与引当金	516	440
短期貸付金	3,613	3	役員賞与引当金	24	32
その他の	447	354	資産除去債務	—	1
貸倒引当金	△13	△10	その他	2,527	2,311
流動資産合計	23,779	23,628	流動負債合計	10,798	11,796
固定資産			固定負債		
有形固定資産			長期借入金	751	—
建物及び構築物	4,172	3,249	繰延税金負債	2,618	1,933
機械装置及び運搬具	3,106	2,880	退職給付に係る負債	345	284
土地	4,817	3,757	役員退職慰労引当金	122	137
その他	517	291	資産除去債務	361	359
有形固定資産合計	12,614	10,179	その他	102	39
無形固定資産			固定負債合計	4,300	2,754
のれん	—	1	負債合計	15,099	14,551
その他	727	841	(純資産の部)		
無形固定資産合計	727	842	株主資本		
投資その他の資産			資本金	2,500	2,500
投資有価証券	7,578	7,575	資本剰余金	4,049	4,049
繰延税金資産	90	76	利益剰余金	22,472	20,663
退職給付に係る資産	1,935	1,604	自己株式	△287	△285
差入保証金	556	553	株主資本合計	28,735	26,927
その他	351	265	その他の包括利益累計額		
貸倒引当金	△63	△72	その他有価証券評価差額金	3,325	2,762
投資その他の資産合計	10,447	10,003	為替換算調整勘定	95	135
固定資産合計	23,789	21,026	退職給付に係る調整累計額	205	213
			その他の包括利益累計額合計	3,626	3,110
			非支配株主持分	108	64
			純資産合計	32,470	30,102
資産合計	47,569	44,654	負債純資産合計	47,569	44,654

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	前連結会計年度 (ご参考) (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
売上高	49,561	48,875
売上原価	38,017	38,116
売上総利益	11,543	10,758
販売費及び一般管理費	8,644	8,433
営業利益	2,898	2,324
営業外収益	356	365
受取利息	7	11
受取配当金	95	86
持分法による投資利益	70	90
その他の営業外収益	183	177
営業外費用	84	79
支払利息	20	36
その他の営業外費用	63	43
経常利益	3,171	2,610
特別利益	326	48
固定資産売却益	2	10
投資有価証券売却益	0	0
負ののれん発生益	324	—
受取保険金	—	37
特別損失	216	122
固定資産除却損	98	21
減損	1	89
店舗閉鎖損	—	0
会員権評価損	—	7
段階取得に係る差	116	—
その他	—	2
税金等調整前当期純利益	3,281	2,536
法人税、住民税及び事業税	873	673
法人税等調整額	59	128
当期純利益	2,347	1,734
非支配株主に帰属する当期純利益	11	4
親会社株主に帰属する当期純利益	2,336	1,729

連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,500	4,049	20,663	△285	26,927
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△526		△526
親会社株主に帰属 する当期純利益			2,336		2,336
自己株式の取得				△1	△1
連結範囲の変動			△0		△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計			1,808	△1	1,807
当 期 末 残 高	2,500	4,049	22,472	△287	28,735

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,762	135	213	3,110	64	30,102
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△21	△547
親会社株主に帰属 する当期純利益						2,336
自己株式の取得						△1
連結範囲の変動					55	55
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	562	△39	△7	515	9	525
当 期 変 動 額 合 計	562	△39	△7	515	44	2,367
当 期 末 残 高	3,325	95	205	3,626	108	32,470

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 (平成30年3月31日現在)	前事業年度 (ご参考) (平成29年3月31日現在)	科 目	当事業年度 (平成30年3月31日現在)	前事業年度 (ご参考) (平成29年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産			流動負債		
現金及び預金	274	5,951	買掛金	4,071	3,158
受取手形	—	6	短期借入金	2,391	—
売掛金	6,381	6,247	1年内返済予定の長期借入金	336	4,000
商品及び製品	1,683	1,727	未払金	876	792
原材料及び貯蔵品	5,040	4,193	未払法人税等	203	292
前渡金	8	—	未払消費税等	29	156
前払費用	54	51	未払費用	796	902
繰延税金資産	167	164	前受金	6	0
短期貸付金	3,608	—	預り金	43	20
未収入金	63	101	賞与引当金	354	354
その他	192	90	役員賞与引当金	24	32
貸倒引当金	△3	△3	流動負債合計	9,134	9,709
流動資産合計	17,472	18,531	固定負債		
固定資産			長期借入金	588	—
有形固定資産			繰延税金負債	2,189	1,837
建物	2,196	2,219	退職給付引当金	40	36
構築物	311	330	役員退職慰労引当金	84	99
機械装置	2,499	2,700	その他	4	4
車両運搬具	11	10	固定負債合計	2,907	1,978
工具器具備品	217	183	負債合計	12,041	11,687
土地	3,634	3,634	(純資産の部)		
建設仮勘定	156	32	株主資本		
有形固定資産合計	9,027	9,111	資本金	2,500	2,500
無形固定資産			資本剰余金	4,036	4,036
借地権	359	359	資本準備金	4,036	4,036
ソフトウェア	302	423	利益剰余金	19,380	17,253
ソフトウェア仮勘定	7	6	利益準備金	497	497
その他	10	10	その他利益剰余金	18,882	16,756
無形固定資産合計	680	800	圧縮記帳積立金	67	67
投資その他の資産			別途積立金	14,800	13,800
投資有価証券	6,943	6,126	繰越利益剰余金	4,014	2,888
関係会社株式	4,490	1,346	自己株式	△287	△285
出資	0	0	株主資本合計	25,629	23,504
関係会社出資金	555	555	評価・換算差額等		
前払年金費用	1,638	1,296	その他有価証券評価差額金	3,251	2,693
その他	148	152	評価・換算差額等合計	3,251	2,693
貸倒引当金	△34	△38			
投資その他の資産合計	13,742	9,441	純資産合計	28,880	26,197
固定資産合計	23,450	19,353	負債純資産合計	40,922	37,885
資産合計	40,922	37,885			

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 事 業 年 度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	前事業年度 (ご参考) (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
売 上 高	36,765	37,513
売 上 原 価	29,356	30,388
売 上 総 利 益	7,409	7,124
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,372	5,506
営 業 利 益	2,036	1,618
営 業 外 収 益	1,394	685
受 取 利 息	0	0
受 取 配 当 金	1,165	467
そ の 他 の 営 業 外 収 益	228	218
営 業 外 費 用	66	67
支 払 利 息	20	35
そ の 他 の 営 業 外 費 用	46	31
経 常 利 益	3,365	2,237
特 別 利 益	0	0
固 定 資 産 売 却 益	—	0
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	0
特 別 損 失	19	88
固 定 資 産 除 却 損	19	17
減 損 損 失	—	60
会 員 権 評 価 損 等	—	7
そ の 他	—	2
税 引 前 当 期 純 利 益	3,345	2,149
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	589	471
法 人 税 等 調 整 額	102	105
当 期 純 利 益	2,652	1,572

株主資本等変動計算書

(自 平成29年 4月 1日)
(至 平成30年 3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計
		資 本 準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
				圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	2,500	4,036	4,036	497	67	13,800	2,888	17,253
当 期 変 動 額								
圧縮記帳積立金の取崩					△0		0	—
別途積立金の積立						1,000	△1,000	—
剰余金の配当							△526	△526
当期純利益							2,652	2,652
自己株式の取得								
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計					△0	1,000	1,126	2,126
当 期 末 残 高	2,500	4,036	4,036	497	67	14,800	4,014	19,380

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△285	23,504	2,693	2,693	26,197
当 期 変 動 額					
圧縮記帳積立金の取崩		—			—
別途積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△526			△526
当期純利益		2,652			2,652
自己株式の取得	△1	△1			△1
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			557	557	557
当 期 変 動 額 合 計	△1	2,124	557	557	2,682
当 期 末 残 高	△287	25,629	3,251	3,251	28,880

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

日東富士製粉株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 由水 雅人 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 更織 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日東富士製粉株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日東富士製粉株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

日 東 富 士 製 粉 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 由 水 雅 人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 口 更 織 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日東富士製粉株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第120期事業年度における取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
平成30年5月21日

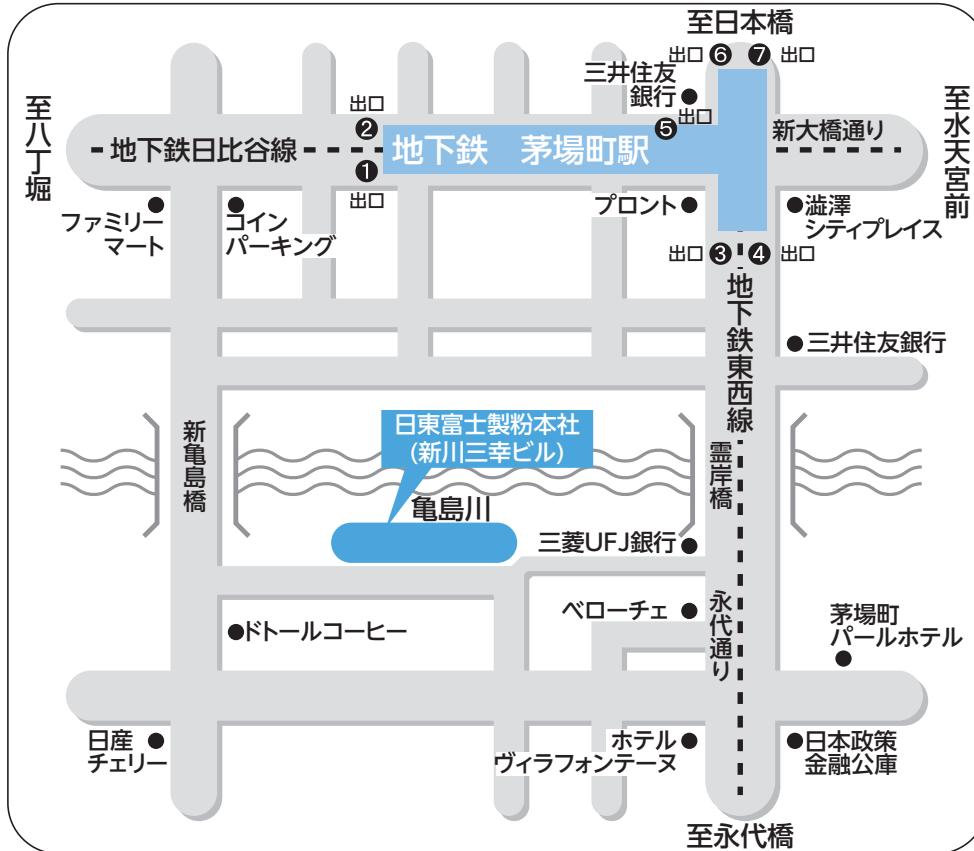
日東富士製粉株式会社 監査等委員会
 監査等委員 嶋津吉裕 ㊟
 監査等委員 石毛宏 ㊟
 監査等委員 野口文雄 ㊟

(注)監査等委員石毛宏氏及び野口文雄氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区新川一丁目3番17号（新川三幸ビル）
当社2階会議室
電話 03-3553-8781



最寄駅 東京メトロ日比谷線・東西線 茅場町駅下車徒歩5分

